

かかりつけ医機能報告制度について

資料7-1

令和7年度 かかりつけ医機能 定期報告率について (令和8年6月1日時点)

※ 報告状況が「報告済」「確認完了済」である医療機関を報告済医療機関としてG-MISから集計

圏域	対象医療機関数	報告済医療機関数	未報告医療機関数	報告率
南部	539	434	105	80.5%
南西部	435	322	113	74.0%
東部	714	579	135	81.1%
さいたま	1,125	944	181	83.9%
県央	324	250	74	77.2%
川越比企	537	468	69	87.2%
西部	502	434	68	86.5%
利根	379	291	88	76.8%
北部	374	305	69	81.6%
秩父	93	88	5	94.6%
合計	5,022	4,115	907	81.9%
病院	339	316	23	93.22%
診療所	4,683	3,799	884	81.12%
(参考)全国	114,138	90,574	23,564	79.35%

かかりつけ医機能報告制度について（全県・圏域）

				全県		南部		南西部		東部		さいたま		県央	
報告状況（再掲）				4,116	81.9%	434	80.5%	322	74.0%	579	81.1%	944	83.9%	250	77.2%
1号機能 あり				2,145	52.1%	201	46.3%	166	51.6%	321	55.4%	467	49.5%	147	58.8%
2号機能	(イ)通常の診療時間外の診療	あり		1,844	44.8%	173	39.9%	147	45.7%	282	48.7%	394	41.7%	134	53.6%
	(ロ)入退院時の支援	あり		1,562	38.0%	145	33.4%	127	39.4%	228	39.4%	332	35.2%	115	46.0%
	(ハ)在宅医療の提供	あり		1,395	33.9%	131	30.2%	96	29.8%	201	34.7%	302	32.0%	104	41.6%
	(ニ)介護サービス等と連携した医療提供	あり		1,758	42.7%	158	36.4%	132	41.0%	259	44.7%	358	37.9%	131	52.4%
1号機能 なし				1,970	47.9%	233	53.7%	156	48.4%	258	44.6%	477	50.5%	103	41.2%

1号機能 なし の報告内容				全県		南部		南西部		東部		さいたま		県央	
「具体的な機能」の有無及び「報告事項」の院内掲示による公表*		なし(意向なし)		1,426	34.6%	164	37.8%	102	31.7%	186	32.1%	346	36.7%	78	31.2%
		なし(意向あり)		485	11.8%	62	14.3%	49	15.2%	63	10.9%	117	12.4%	21	8.4%
【参考】1号機能要件(*)のうち、院内掲示のみなし				771	18.7%	89	20.5%	58	18.0%	91	15.7%	201	21.3%	40	16.0%
17の診療領域ごとの一次診療の対応可能な有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること*		該当なし		774	18.8%	85	19.6%	61	18.9%	100	17.3%	187	19.8%	44	17.6%
医療に関する患者からの相談に応じることができること*		不可(意向なし)		957	23.3%	107	24.7%	77	23.9%	131	22.6%	224	23.7%	52	20.8%
		不可(意向あり)		153	3.7%	29	6.7%	11	3.4%	24	4.1%	28	3.0%	8	3.2%
【参考】1号機能要件に影響しない質問項目	かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無		なし(研修)	1894	46.0%	226	52.1%	150	46.6%	245	42.3%	461	48.8%	99	39.6%
			あり(研修)	76	1.8%	7	1.6%	6	1.9%	13	2.2%	16	1.7%	4	1.6%
			なし(専門医)	1924	46.7%	226	52.1%	149	46.3%	254	43.9%	472	50.0%	99	39.6%
			あり(専門医)	46	1.1%	7	1.6%	7	2.2%	4	0.7%	5	0.5%	4	1.6%
	一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患		該当なし	766	18.6%	86	19.8%	58	18.0%	103	17.8%	184	19.5%	45	18.0%

※赤字:割合上位3圏域

かかりつけ医機能報告制度について（全県・圏域）

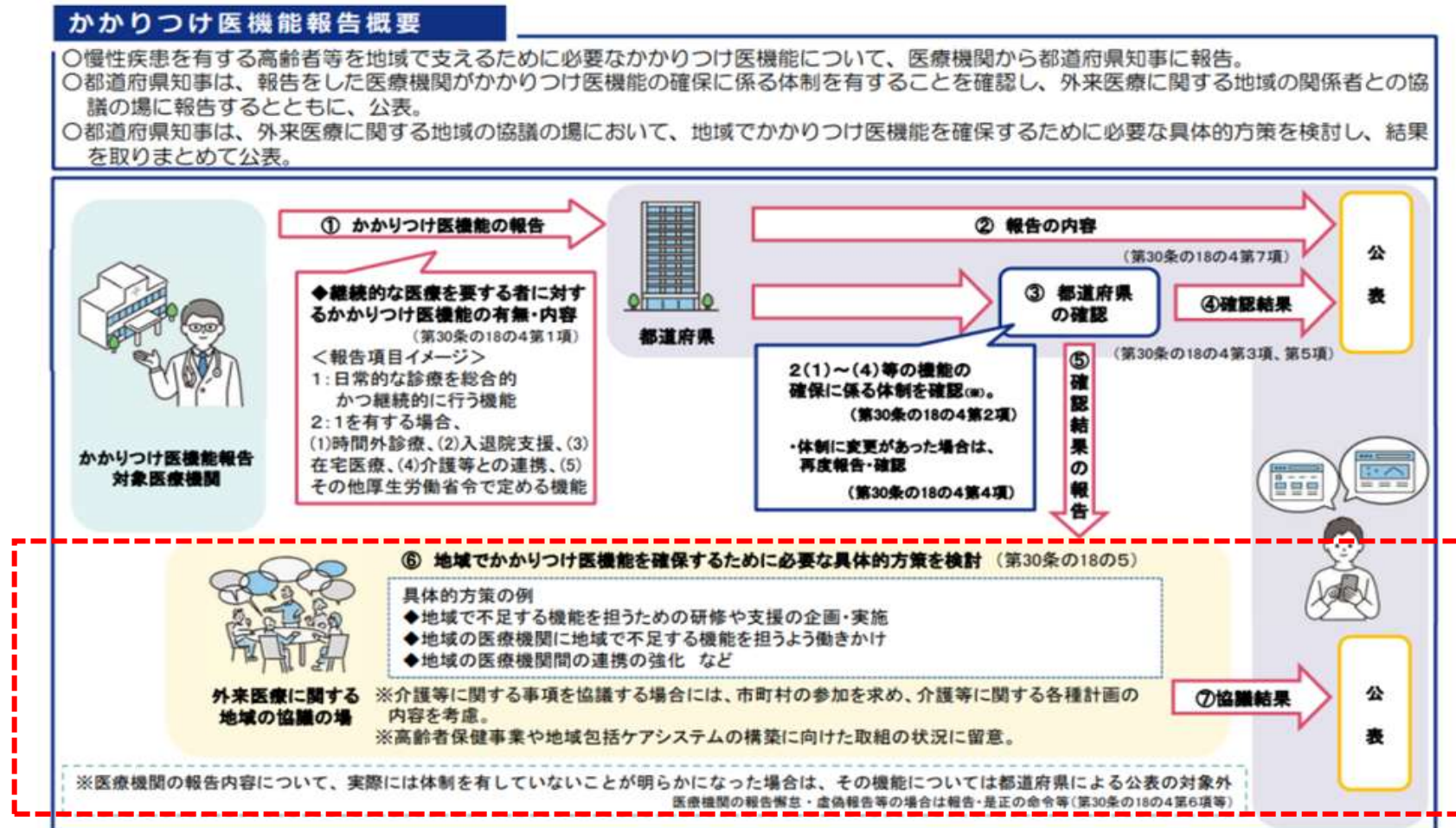
				全県		川越比企		西部		利根		北部		秩父	
報告状況（再掲）				4,116	81.9%	468	87.2%	434	86.5%	291	76.8%	305	81.6%	88	94.6%
1号機能 あり				2,145	52.1%	249	53.2%	243	56.0%	156	53.6%	157	51.5%	38	43.2%
2号機能	(イ)通常の診療時間外の診療	あり		1,844	44.8%	204	43.6%	210	48.4%	122	41.9%	143	46.9%	35	39.8%
	(ロ)入退院時の支援	あり		1,562	38.0%	181	38.7%	173	39.9%	115	39.5%	116	38.0%	30	34.1%
	(ハ)在宅医療の提供	あり		1,395	33.9%	165	35.3%	157	36.2%	102	35.1%	108	35.4%	29	33.0%
	(ニ)介護サービス等と連携した医療提供	あり		1,758	42.7%	213	45.5%	200	46.1%	133	45.7%	139	45.6%	35	39.8%
1号機能 なし				1,970	47.9%	219	46.8%	191	44.0%	135	46.4%	148	48.5%	50	56.8%

1号機能 なし の報告内容				全県		川越比企		西部		利根		北部		秩父	
「具体的な機能」の有無及び「報告事項」の院内掲示による公表*		なし(意向なし)		1,426	34.6%	166	35.5%	140	32.3%	99	34.0%	104	34.1%	41	46.6%
		なし(意向あり)		485	11.8%	49	10.5%	45	10.4%	32	11.0%	39	12.8%	8	9.1%
【参考】1号機能要件(*)のうち、院内掲示のみなし				771	18.7%	88	18.8%	69	15.9%	54	18.6%	60	19.7%	21	23.9%
17の診療領域ごとの一次診療の対応可能な有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること*		該当なし		774	18.8%	86	18.4%	76	17.5%	55	18.9%	61	20.0%	19	21.6%
医療に関する患者からの相談に応じることができること*		不可(意向なし)		957	23.3%	112	23.9%	98	22.6%	69	23.7%	66	21.6%	21	23.9%
		不可(意向あり)		153	3.7%	15	3.2%	14	3.2%	5	1.7%	15	4.9%	4	4.5%
【参考】1号機能要件に影響しない質問項目	かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無		なし(研修)	1894	46.0%	212	45.3%	185	42.6%	131	45.0%	139	45.6%	46	52.3%
			あり(研修)	76	1.8%	7	1.5%	6	1.4%	4	1.4%	9	3.0%	4	4.5%
			なし(専門医)	1924	46.7%	216	46.2%	183	42.2%	131	45.0%	146	47.9%	48	54.5%
			あり(専門医)	46	1.1%	3	0.6%	8	1.8%	4	1.4%	2	0.7%	2	2.3%
	一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患		該当なし	766	18.6%	87	18.6%	73	16.8%	55	18.9%	55	18.0%	20	22.7%

※赤字:割合上位3圏域

かかりつけ医機能の協議について

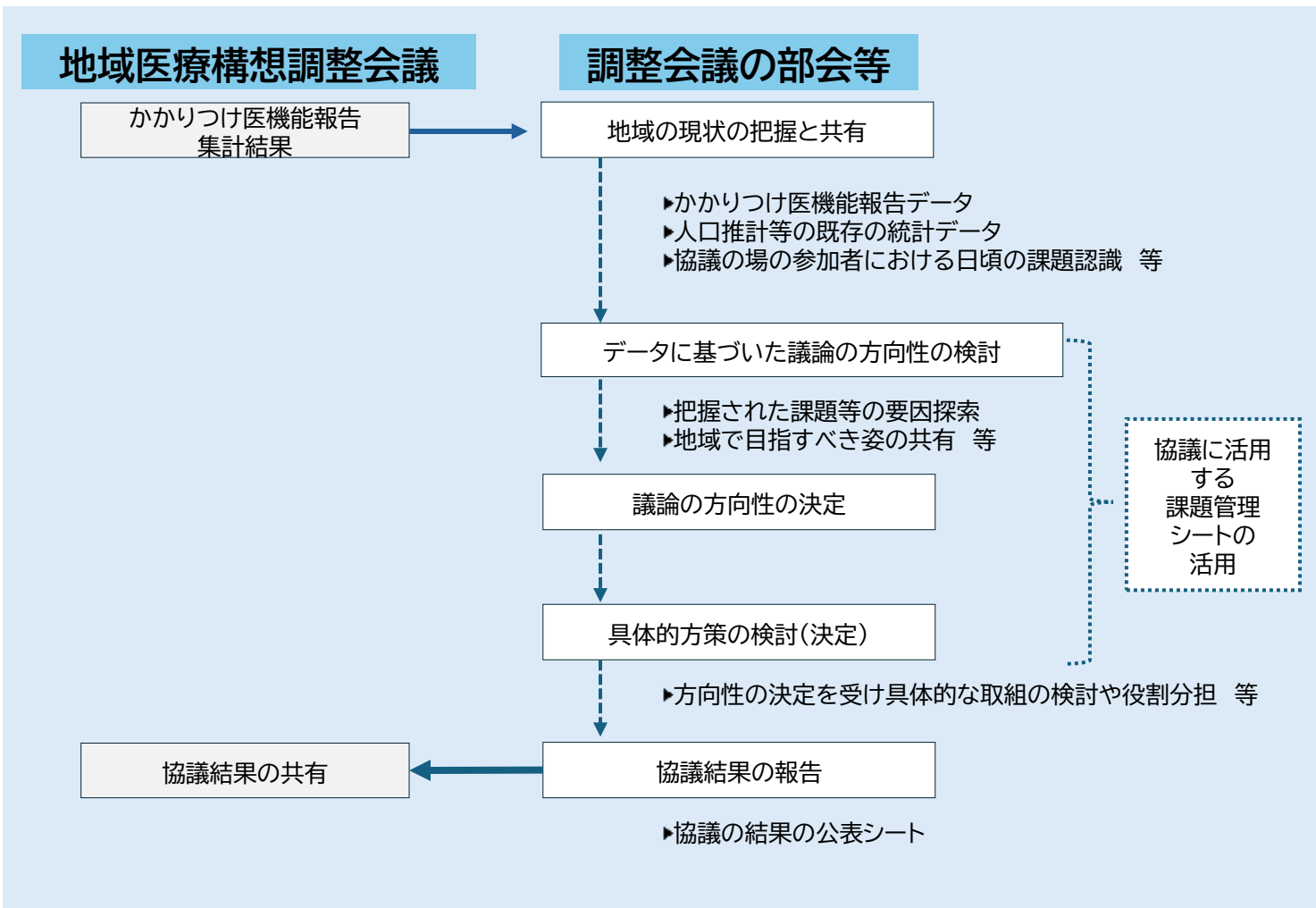
○ 令和7年度第2回本会議において、かかりつけ医機能の協議の場については、地域医療構想調整会議にかかりつけ医機能報告の集計結果を報告し、その後、各構想区域の実情に応じて、①調整会議の部会、②地域保健医療協議会の在宅部会、③都市医師会（地区医師会）などの場を活用して地域での議論を深め、調整会議にフィードバックする案を御了承いただいた。



かかりつけ医機能の協議について

- かかりつけ医機能の確保に関するガイドラインに基づき、各地域において協議を進めていく予定である。
- 協議テーマは地域の実情に応じ、協議内容を決定していただく。

<協議の進め方の例>



<協議のテーマと方策の一例>

	具体的な機能	具体的な方策
1号	日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	・各医療機関が有する機能や役割を医療関係者間で共有したうえで、患者・家族からの相談に円滑に対応できるよう、医療機関間で必要に応じて患者情報を共有する。
2号	(イ)通常の診療時間外の診療	・時間外診療を行うための連携体制を見える化し、地域の輪番体制の構築や診療所・病院の時間外の対応に関して検討の機会を設ける。
	(ロ)入退院時の支援	・かかりつけ医機能報告の結果を踏まえて、後方支援病床を確保する意向のある医療機関を整理し、十分な病診連携につなげる。
	(ハ)在宅医療の提供	・かかりつけ医機能報告の結果を踏まえて、在宅医療を担う意向のある医療機関を対象とした在宅医療の実地研修を実施する。
	(ニ)介護サービス等と連携した医療提供	・地域の医療機関や介護施設等の担当者が集まって意見交換を行う場の設定を行う。

(例) XXX地域におけるかかりつけ医機能の課題について (1号機能)

協議に活用する
課題管理シート

(1) 地域の具体的な課題

継続的な医療を要する方が、新たな症状を呈した場合に、どの医療機関に相談すればよいか分からず、対応が遅れるケースがある。

(2) 様々な視点から考えられる原因

【原因①】総合的な診療を行う意向を有する医師もいるが、地域の医療機関同士の連携が行われておらず、自己の専門性を超えて対応できない場合に、地域で活用できる医療機関を把握しておらず、安易に中核病院等に紹介してしまう。

【原因②】各医療機関が有する機能や役割が周知されておらず、どの医療機関に相談すればよいか分からない。

(3) 地域で目指すべき姿

慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする方に対し、患者の生活背景を把握した上で日常診療を行うとともに、地域の医師、医療機関と協力して医療に関する相談に応じることができる体制が確保され、周知・運用されている。

(4) 方策 ※地域の実情に応じて役割分担も検討されたい

【方策①】各医療機関が有する機能や役割を医療関係者間で共有したうえで、患者・家族からの相談に円滑に対応できるよう、医療機関間で必要に応じて患者情報を共有する。

- ✓ 医療機関同士が連携できる機会(意見交換の場)を設定する。
- ✓ 自院が持つかかりつけ医機能を患者・家族に説明する。
- ✓ 地域の医療機関が担う機能や役割を住民向けに周知する・かかりつけ医を持つことを推奨する。
- ✓ 健康状態不明者をリストアップし、対象者の状態に応じて、かかりつけ医への相談・紹介を行う。

【方策②】医療機関が担うかかりつけ医機能を強化し、総合的な診療を行う医師の機能を強化するため、医師の教育や研修会を開催する。

(5) 方策により期待できる効果

患者に体調悪化が生じた場合に、必要に応じて地域の医師、医療機関等と協力して、生活背景等も踏まえた相談対応や診療を行うことができる。

かかりつけ医機能報告制度の周知について

1 埼玉県ホームページによる周知 ①

「かかりつけ医機能報告制度」ページに県民向けの案内を掲載（令和8年5月19日～）

埼玉県ホームページ「かかりつけ医機能報告制度」より（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/kakaritsukei.html>）

県民の皆さまへ

あなたの地域の“かかりつけ医機能”を確認してみませんか？

各医療機関から報告されたかかりつけ医機能の情報が、厚生労働省が運用する医療情報ネット（ナビイ）（別ウィンドウで開きます）を通じてご覧いただけます。

医療機関の特徴や取り組みが確認しやすくなったことで、県民の皆さまが自らのニーズに応じた医療機関をさらに選択しやすくなりました。是非ご活用ください。

※本制度は、一部の医療機関を特別なものとして認定したり、県民の皆さまの医療機関への受診に制限を加えるといったものではありません。（患者の受診の仕方が変わることや、特定の医療機関しか受診できないようにすることはありません。）

全国の医療機関を
医療情報ネット（ナビイ）で
検索できます。



（別ウィンドウで開きます）



参考_厚生労働省「医療情報ネット（ナビイ）」トップページより
（<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>）

<かかりつけ医機能>
かかりつけ医機能 >



かかりつけ医機能報告制度の周知について

1 埼玉県ホームページによる周知 ②

「いのち 百彩 彩の国 健康」 ページに県民向けの案内を掲載（令和8年5月1日～6月30日）

「かかりつけ医機能報告制度」
ページのリンクを設置

かかりつけ医機能



あなたの地域の“かかりつけ医機能”を確認してみませんか？

彩の国 埼玉県
Saitama Prefecture

Foreign Language 文字サイズ・色合い変更 音声読み上げ ふりがなON Google 検索 組織から探す

トップページ | くらし・環境 | 健康・福祉 | しごと・産業 | 文化・教育 | 県政情報・統計 緊急・防災

トップページ > 健康

いのち 百彩 彩の国 健康

彩の国 健康コンテンツ

かかりつけ医機能  <u>あなたの地域の“かかりつけ医機能”を確認してみませんか？</u>	禁煙に挑戦しましょう  5月31日からは禁煙週間です。禁煙にチャレンジしてみましょう！	5月14～20日はギャンブル等依存症問題啓発週間です  ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分に可能です。	食中毒予防  中までしっかり焼きましょう！～お肉を安全に食べるために～	不正大麻・けし撲滅運動  法律で禁止されている大麻やけしの不正栽培を撲滅しましょう！
---	---	---	---	--

2 埼玉県広報紙「彩の国だより」による周知

6

令和8(2026)年5月1日発行

彩

の国だより

2026

5

No.664

情報コーナー

・「対象」は原則、県内在住、在勤または在学の人、県内の企業・団体などとしています。

・「費用」は、有料の場合のみ、1人分の最高額(大人料金など)を記載しています。

・県庁への郵便物は「〒330-9301 県〇〇課」だけで届きます(所在地記入不要)。

▼ 催しなどの名称、郵便番号・住所、氏名(ふりがな)、電話番号

▼ イベントカレンダーが県ホームページなど

埼玉県

LINE X Instagram

Facebook YouTube

埼玉県

LINE X Instagram

Facebook YouTube

埼玉県

LINE X Instagram

Facebook YouTube

クイズ&プレゼント

今月号の記事を読んで、下の問いの○に入る言葉や数字をお答えください。

Q 日本三大銘茶の一つ、○○茶

応募方法

5月15日(酒印有効)までに、県ホームページの「広報誌の面だより」から応募するか、はがきにご覧の「住所・氏名・年齢・電話番号」を希望するプレゼント・彩の国だよりへの意見・ご感想を明記して、県広報誌(〒330-9301 県広報課)にだけご届き下さい。応募は1人1通まで。当選者の発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。

また、いただいたご意見は今後の紙面づくりの参考にさせていただきます。

お便り(お返)は5月1日発行の紙面に掲載した前号の答えにありがきます。

前号の答え：(県産)

▲応募はここのQRコード

①

②

③

手裏入りの甘酒を3人、

川越紅紙赤みずゆを3人、

5make-i-freeの焼餅材・焼餅食品を1人、

お茶の香る(焼餅)のセットを3人、

コンドル式焼餅のセットを3人、

コンドル式焼餅のセットを3人、

コンドル式焼餅のセットを3人、

広報番組のお知らせ

テレビ 地デジ3ch 手話あり

いまドキッ! 埼玉 (いまたま)

毎週土曜 8:30~9:00

★内容は変更になる場合があります

今月の放送予定

2日 いまたまと巡る秋父礼所 第一弾〜16日「香野葉」でスタミナと疲労回復

23日 秋父で「活樹」体験

30日 応援大使 根井祥子がねりんピクニックの競技を体験!

★9日の放送はお休みです

こんにちは県議会です

不定期・日曜 10:00〜

詳細は県議会ホームページへ

NACKS

朝情報★埼玉 (あさ★たま)

月〜金曜 8:15〜8:25

県からのお知らせやイベント情報をお伝えします

★1日(月曜)、14日(土曜)の放送はお休みです

企画展「植物たちの生き残り術〜こうして植物たちは身を守る〜」

期間▶6月14日(日)まで 費用▶200円 場所▶問合せ▶県立自然の博物館(長瀬町) 0494-66-0404

トピック展「古秩父国天然記念物指定10年のあゆみ」

期間▶6月14日(日)まで 費用▶200円 場所▶問合せ▶県立自然の博物館(長瀬町) 0494-66-0404

けやきひろは春のビール祭り

日時▶5月13日(土)16:00〜21:00、14日(日)〜16日(月)11:00〜21:00、17日(火)11:00〜20:00 場所▶けやきひろば(さいたま市中央区) 費用▶一部有料(料席あり)(入場は無料) 問合せ▶GMOアリーナさいたま 048-601-1122

里山の森の生き物調査隊

対象▶3歳以上(小学3年以下は保護者同伴) 日時▶6月6日(土)10:00〜12:00 場所▶カネバ緑の森博物館(入間市) 費用▶500円(保険代込み(保護者も必要)) 申込▶5月12日(火)〜29日(金)に電話で同館 04-2934-4396▶申込順

講座・講演

24 技能講習(スキルアップ講習)(6月開講)

対象▶在職者 日時▶講座により異なる 場所▶県立中央高等技術専門学校(上尾市) 048-781-3241、県立川口高等技術専門学校(048-251-4481)、県立川越高等技術専門学校(049-235-7070)、県立熊谷校高等技術専門学校(048-532-6559)、県立熊谷高等技術専門学校秋分分校(0494-22-1948)、県立春日部高等技術専門学校(048-737-3511)、県立職業能力開発センター(048-651-3408) 費用▶講座により異なる 申込▶5月10日(日)までに各校 問合せ▶各校が県産業人材育成課 048-830-4598

県の仏像 鎌倉時代前期の仏像

講師▶山田誠夫氏(元早稲田大学文学学術院教授)

日時▶6月5日〜7月3日(土曜全5日)各10:00〜11:30 場所▶県民活動総合センター(伊奈町) 費用▶8,400円(教材費込) 申込▶6月4日(土)までに電話、直接か 04で公財いきいき埼玉(同センター内) 048-728-7113

古文書講座・入門編(春季)

日時▶5月28日(火)、6月4日(月)、11日(土)各18:00〜11:30、14日(木)〜15:30(全3回、午

試験

20 登録販売者試験

試験日▶9月6日(日) 試験会場▶獨協大学(草加市) 18日(月)〜 048-830-2418

21 育児

受験資格▶令和8年4月1日現在16歳以上 試験日▶随時 願書受付▶登録案内(随時)で入手を参照の上、随時で受付中 問合せ▶県人事課 048-830-2418

22 調理師試験

試験日▶10月31日(日) 試験会場▶受験票を参照 願書配布▶県内各保健所 県保健医療政策課(県庁内) 費用▶6,400円 県書受付▶5月7日(月)〜6月3日(火)(消印有効)に郵送で(公)調理技術技能センター(〒103-0013東京都中央区日本橋人形町1-4-1)山ビル2階 03-3667-1815▶受験資格あり

23 ぶく処理者試験

試験日▶①(全学科)10月20日(火) ②(実技)11月18日(土)〜19日(日)のうちどちらか1日 試験会場▶

増玉未来大学公開学習(卒業生の活動発表、精神科医の和田秀樹氏講演)

日時▶7月15日(土)12:45〜15:30 場所▶埼玉会館(さいたま市浦和区) 費用▶1,500円 申込▶6月18日(月)までに電話か 埼玉未来大学 048-830-5525▶申込順

民間建築物のアスベスト対策補助(上限:区分調査25万円、除去などの工事800万円)(規模により400万円)

対象▶民間建築物(さいたま市、川越市、熊谷市 など12市にあるものを除く)の所有者 申込▶を確のの上、県建築安全課 048-830-5525▶申込順

光化学スモッグ注意報の発令時にはご注意ください

光化学スモッグ注意報の発令時には次のことに注意してください。①屋外での激しい運動は避ける ②目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入る ③高齢者や子供は被害を受けやすいので特に注意する 問合せ▶県大気環境課 048-830-3051

(特別)児童扶養手当に係る手当額の増額改定について

(特別)児童扶養手当の月額が4月分から増額改定されました。詳しくは、お住まいの市町村の窓口へお尋ねください。対象▶県児童扶養手当受給者▶特別児童扶養手当受給者 問合せ▶県子ども政策課 048-830-3337

増玉県民医療提供施設等光熱費等高度対策支援金

対象▶①病院、有床診療所、助産所(1分宛あり) ②無床診療所(内科・歯科、保険薬局、助産所(分宛なし)) ③施設所(あん摩、はりきゅう、柔道整復、歯科理工学(医療保険適用)▶助産所、歯科所、歯科理工学

民間建築物のアスベスト対策補助(上限:区分調査25万円、除去などの工事800万円)(規模により400万円)

対象▶民間建築物(さいたま市、川越市、熊谷市 など12市にあるものを除く)の所有者 申込▶を確のの上、県建築安全課 048-830-5525▶申込順

光化学スモッグ注意報の発令時にはご注意ください

光化学スモッグ注意報の発令時には次のことに注意してください。①屋外での激しい運動は避ける ②目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入る ③高齢者や子供は被害を受けやすいので特に注意する 問合せ▶県大気環境課 048-830-3051

(特別)児童扶養手当に係る手当額の増額改定について

(特別)児童扶養手当の月額が4月分から増額改定されました。詳しくは、お住まいの市町村の窓口へお尋ねください。対象▶県児童扶養手当受給者▶特別児童扶養手当受給者 問合せ▶県子ども政策課 048-830-3337

増玉県民医療提供施設等光熱費等高度対策支援金

対象▶①病院、有床診療所、助産所(1分宛あり) ②無床診療所(内科・歯科、保険薬局、助産所(分宛なし)) ③施設所(あん摩、はりきゅう、柔道整復、歯科理工学(医療保険適用)▶助産所、歯科所、歯科理工学

増玉県民医療提供施設等光熱費等高度対策支援金

対象▶①病院、有床診療所、助産所(1分宛あり) ②無床診療所(内科・歯科、保険薬局、助産所(分宛なし)) ③施設所(あん摩、はりきゅう、柔道整復、歯科理工学(医療保険適用)▶助産所、歯科所、歯科理工学

増玉県民医療提供施設等光熱費等高度対策支援金

対象▶①病院、有床診療所、助産所(1分宛あり) ②無床診療所(内科・歯科、保険薬局、助産所(分宛なし)) ③施設所(あん摩、はりきゅう、柔道整復、歯科理工学(医療保険適用)▶助産所、歯科所、歯科理工学

民間建築物のアスベスト対策補助(上限:区分調査25万円、除去などの工事800万円)(規模により400万円)

対象▶民間建築物(さいたま市、川越市、熊谷市 など12市にあるものを除く)の所有者 申込▶を確のの上、県建築安全課 048-830-5525▶申込順

光化学スモッグ注意報の発令時にはご注意ください

光化学スモッグ注意報の発令時には次のことに注意してください。①屋外での激しい運動は避ける ②目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入る ③高齢者や子供は被害を受けやすいので特に注意する 問合せ▶県大気環境課 048-830-3051

(特別)児童扶養手当に係る手当額の増額改定について

(特別)児童扶養手当の月額が4月分から増額改定されました。詳しくは、お住まいの市町村の窓口へお尋ねください。対象▶県児童扶養手当受給者▶特別児童扶養手当受給者 問合せ▶県子ども政策課 048-830-3337

増玉県民医療提供施設等光熱費等高度対策支援金

対象▶①病院、有床診療所、助産所(1分宛あり) ②無床診療所(内科・歯科、保険薬局、助産所(分宛なし)) ③施設所(あん摩、はりきゅう、柔道整復、歯科理工学(医療保険適用)▶助産所、歯科所、歯科理工学

増玉県民医療提供施設等光熱費等高度対策支援金

対象▶①病院、有床診療所、助産所(1分宛あり) ②無床診療所(内科・歯科、保険薬局、助産所(分宛なし)) ③施設所(あん摩、はりきゅう、柔道整復、歯科理工学(医療保険適用)▶助産所、歯科所、歯科理工学

増玉県民医療提供施設等光熱費等高度対策支援金

対象▶①病院、有床診療所、助産所(1分宛あり) ②無床診療所(内科・歯科、保険薬局、助産所(分宛なし)) ③施設所(あん摩、はりきゅう、柔道整復、歯科理工学(

3 埼玉県公式LINEによる周知

埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県庁」により配信予定（配信日未定）



〈公式LINEの概要〉

- 埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県庁」では、県内のニュースやイベント情報、暮らしに役立つ旬の話題などを発信しています。
- また、いざという時に役立つ「防災情報」や非常時の「緊急情報・避難情報・警報」などを自動配信しています。

埼玉県ホームページ「埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県庁」のご紹介」より引用